

平川市行政財産の使用料一覧表

令和元年10月1日からの使用料	
区分	使用料(年間)
土地	財産台帳に登載されている当該土地の平方メートル当たりの固定資産税の評価額に100分の4.2及び使用面積を乗じて得た額。ただし、使用期間が1月に満たないときは、当該得た額に100分の110を乗じて得た額
建物	財産台帳に登載されている当該建物の平方メートル当たりの財産台帳の評価額に100分の8.4及び使用面積を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額
ただし、土地及び建物について上記の額によることが著しく不相当と認められるとき、又は土地及び建物以外の行政財産の使用を許可したときは、別に市長が定める額	